様式第十三及び第十四を次のように改める。

様式第１３（第２７条関係）

納付金単価算定根拠資料届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

届出者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者番号

（電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード（頭４桁）を記入すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第３２条第４項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別 □　下記種別から選択し、該当する番号を記入すること。
１：一般送配電事業者、２：特定送配電事業者

届　出　内　容		備考
１．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量（kWh）（注１）		
２．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量（kWh）（注２）		
①太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（②を除く）		
②太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（自家発電設備等を併設するものに限る。）		
③太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの		
④太陽光発電設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの		
⑥風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（⑦及び⑧を除く）		
⑦洋上風力発電設備（⑧を除く）		
⑧施行規則第３条第８号イからハのいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（注３）		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの（⑩を除く）		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（⑫を除く）		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑬水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（⑭を除く）		
⑭特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの		
⑮水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（⑯を除く）		
⑯特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑰地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの（⑲及び㉑を除く）		